

12 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 27 年 12 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、3 番 和泉俊雄、4 番 清川新一、5 番 三浦豊、
6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、8 番 村上仁、9 番 赤坂英夫、10 番 西野茂雄、
11 番 前澤時廣、12 番 上野正雄、13 番 石橋充志、14 番 谷地秀典、15 番 大沢俊幸、
16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、18 番 下館敏

欠席した委員

19 番 籠田悦子

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中雄太、技能主事 鶴飼弘美

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。

それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、17番 坂下彌一委員、18番 下館敏委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第44号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

谷地委員

3条許可 54番

谷地から報告致します。去る11月30日、石橋委員と午前中は現地確認、午後は市庁舎別館8階会議室において調査致しましたので報告致します。

まず54番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は記載のとおりでございます。調査の内容ですが、当日は両名とも本人が出席しております。運転免許証と保険証で確認しております。受人と渡人の関係は、田んぼが隣同士ということで、昔からの知り合いで、知人ということになっております。態様別としては売買。申請理由ですが、渡人は受人の要望、受人は規模拡大です。申請地における貸付はありません。申請地における作付計画は水稻をやるということです。受人は65歳以上ですが、後継者の長男が同居しておりますので問題ございません。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却事例はございません。申請地周辺の状況としては、通作距離4km。農地集団化あり。農業経験65年。耕作道あり、宅地化なし。受人の耕作地あり。休耕地・山林地なし。地域農業への影響は特にありません。年金、税猶予の状況としては、経営移譲年金受給なし、相続税猶予なし、贈与税猶予なし。受人の農地保有、並びに耕作状況ですが、田9,623㎡。受人の世帯員、労働力、農機具状況ですが、世帯員男3人、女3人。うち農業専従者男1人、女1人、兼業者男1人となっております。農機具の保有状況ですが、トラクター2台、トラック2台、田植機1台を所有して

いて、刈取り、乾燥は委託しているそうです。

よって調査の結果、許可相当と思われます。

3条許可 55 番

次に、55 番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。受人、渡人兩名本人出席です。本人確認は運転免許証でしております。受人と渡人の関係ですが、親戚ということです。態様別といたしましては売買。申請理由といたしましては、受人は規模拡大、渡人は規模縮小ということです。申請地貸付はありません。申請地における受人の作付は、ながいもをやりたいということです。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却はございません。申請地周囲の状況としては、通作距離 15km。農地集団化なし。農業経験 10 年。耕作道あり。宅地化あり。受人の耕作地なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響は特にございません。年金、税猶予の関係は全てございません。受人の農地保有並びに耕作状況は、田 2,001 m²。受人の労働力ですが、本人 1 人で頑張るといことです。農機具の保有状況ですが、軽トラック 1 台、噴霧機 1 台の所有ですが、去年まで所有していたトラクターが壊れてしまったため、渡人の方から、トラクター、田植機、コンバインを各 1 台借りてやるということです。

これも審査、調査の結果、許可相当と思われます。

3条許可 56 番

次に 56 番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。受人は本人、渡人も本人が出席しております。本人確認は運転免許証及び保険証でしております。受人と渡人の関係は知人。態様別は売買。申請理由といたしましては、受人は新規就農、渡人は離農のためということです。申請地貸付の有無はございません。申請地における受人の作付計画は、大豆・じゃがいもをやりたいということです。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却事例はございません。通作距離は 5 km。農地集団化あり。農業経験は 10 年。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響は特にございません。年金、税猶予等の状況は全てございません。受人の労働力ですが世帯員は男 2 人、女 1 人。うち兼業者男 1 人。農機具の保有状況ですが、トラクター 1 台を父親から、軽トラック 1 台を伯父からお借りするということです。新規就農ということですが、申請地の面積は 2,903 m²と面積要件であります 3,000 m²未満ですが、次のページにあります 57 番で父親から不足分は借りるということで、面積要件をクリアするということですので、引き続き 57 番を説明したいと思います。

3条許可 57 番

57 番ですが、先程説明しました 56 番と合わせての新規就農になります。渡人の住所、氏名、世帯、耕作、並びに土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。受人、渡人ともに本人が出席しております。両者の関係は親子です。態様別は使用貸借ということで、無償でお父さんから借りるということです。申請地での貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、みょうがとなっております。申請者の過去3年間における農地の取得及び売却事例はございません。申請地周囲の状況ですが通作距離が 5 km。農地集団化あり。耕作道あり。宅地化なし。受人の耕作地はありません。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はございません。経営移譲年金、

税猶予等の状況も全てございません。受人の労働力及び農機具は、56番で説明したとおりです。

調査の結果、許可相当と思われます。

以上で報告終わります。

石橋委員

続きまして石橋から報告致します。ただいま今谷地委員からお話いただきましたとおり、11月30日、谷地委員と市庁別館8階会議室において、58番、59番の調査をいたしましたので報告します。

3条許可58番

まず58番ですが、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料2ページに記載のとおりでございます。調査には渡人、受人とも本人が出席しております。両者の関係は知人でございます。態様別は贈与。申請理由は、渡人は離農のため、受人は規模拡大でございます。申請地における貸付はございません。申請地における受人の作付計画は、水稻でございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はございません。申請地周辺の状況ですが、通作距離15km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験40年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員男1名、女3名、内農業専従者は女3名、兼業者男1名でございます。農機具保有状況は、トラクター1台、噴霧機1台、刈払機1台、トラック1台、田植機1台、バインダー1台でございます。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えております。

3条許可59番

続きまして、59番ですが、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料2ページに記載のとおりでございます。調査には、渡人は委任状持参で代理人が、受人は本人が出席しております。両者の関係は知人。態様別は売買でございます。申請理由は、渡人は規模縮小、受人は規模拡大でございます。申請地における貸付はございせん。申請地における受人の作付計画は水稻でございます。過去3年間における農地の取得・売買事例でございますが、受人が平成24年11月及び平成26年6月に競売で田を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、自宅の隣にある農地でございます。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験15年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員男2名、女5名、うち農業専従者女1名、兼業者男2名、女2名でございます。農機具保有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、耕運機1台、たい肥散布機1台、田植機1台、乾燥機1台でございます。

調査の結果から、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3
部会長

次に、日程第3、議案第45号、平成27年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第45号「平成27年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明致します。資料の3ページをご覧ください。
今回の利用権設定件数は賃貸借31件、使用貸借79件の計110件となっております。
借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4人、貸し手106人で、利用権設定面積は、343,571.85㎡でございます。
借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年3か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間玄米210kgでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、根菜類を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

番号4番から、資料25ページ番号110番までは、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

利用集積4番

資料3ページ番号4番、利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間8,500円でございます。

利用集積5番～

番号5番、資料4ページ番号6番、利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積6番

利用集積7番～

番号7番から、番号9番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間8,500円でございます。

利用集積9番

利用集積10番～

番号10番から、資料5ページ番号13番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積13番

利用集積14番

番号14番、利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間8,500円でございます。

利用集積15番～

番号15番から資料6ページ番号17番まで、利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積17番

利用集積18番

番号18番、利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間8,500円でございます。

利用集積 19 番～ 利用集積 20 番	番号 19 番、番号 20 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。 資料 7 ページをご覧ください。
利用集積 21 番	番号 21 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 22 番～ 利用集積 31 番	番号 22 番から、資料 9 ページ番号 31 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 32 番	番号 32 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 33 番～ 利用集積 34 番	番号 33 番、番号 34 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 35 番～ 利用集積 38 番	番号 35 番から、資料 10 ページ番号 38 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 39 番～ 利用集積 41 番	番号 39 番から、資料 11 ページ番号 41 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 42 番～ 利用集積 43 番	番号 42 番、番号 43 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 44 番～ 利用集積 45 番	番号 44 番、番号 45 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。 資料 12 ページをご覧ください。
利用集積 46 番	番号 46 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 47 番	番号 47 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 48 番	番号 48 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 49 番	番号 49 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 50 番	番号 50 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。 資料 13 ページをご覧ください。
利用集積 51 番	番号 51 番、利用権の種類及び内容は、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 52 番	番号 52 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 53 番	番号 53 番、利用権の種類及び内容は、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 54 番～ 利用集積 61 番	番号 54 番から、資料 15 ページ番号 61 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 62 番	番号 62 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。
利用集積 63 番	番号 63 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 64 番	番号 64 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきま

利用集積 65 番	<p>しては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。</p> <p>番号 65 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>資料 16 ページをご覧ください。</p>
利用集積 66 番	<p>番号 66 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。</p>
利用集積 67 番	<p>番号 67 番、利用権の種類及び内容は、5 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,500 円でございます。</p>
利用集積 68 番	<p>番号 68 番、利用権の種類及び内容は、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 69 番	<p>番号 69 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。</p>
利用集積 70 番	<p>番号 70 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>資料 17 ページをご覧ください。</p>
利用集積 71 番～ 利用集積 76 番	<p>番号 71 番から資料 18 ページ番号 76 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。</p>
利用集積 77 番～ 利用集積 81 番	<p>番号 77 番から、資料 19 ページ番号 81 番まで、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 82 番	<p>番号 82 番、利用権の種類及び内容は、10 年間貸貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。</p>
利用集積 83 番～ 利用集積 110 番	<p>番号 83 番から資料 25 ページ番号 110 番まで、すべて利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、平成 27 年 12 月 16 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p>
川畑委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい。川畑委員。</p>
川畑委員	<p>貸借の期間ですが、5 年と 10 年があるんですが、これはどういうふうに区切りをつけているのか教えてください。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、ご説明致します。</p> <p>5 年のものにつきましては、所有者の方が相続登記がまだ済んでいませんので、相続人の同意書で、過半を超えると 5 年までは貸借出来るというのがありますので、それで 5 年となっております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p>

川畑委員

はい。

部会長

あとございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

部会長

次に、日程第 4、議案第 46 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

石橋委員

5 条許可 15 番

石橋から報告します。

去る 11 月 30 日、谷地委員と市庁別館 8 階会議室において、議案第 46 号 15 番を、調査して参りましたので報告します。

資料 27 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりであります。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買。転用目的は通路です。実施計画は、平成 28 年 1 月 10 日から平成 28 年 1 月 30 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、盛土をします。立地条件は、八戸市市川市民サービスセンターから西側約 470m に位置し、宅地・農地に囲まれております。道路はありませんが、通行の同意を得た私有地を通り市道に接しております。用排水路はありません。農地区分は第二種農地。許可相当と判断した理由は、譲受人は、自宅の建て替えを行うにあたり、建築基準法上の道路がないため、市道に接するための通路の一部として申請地を転用するものです。現状で最短で市道に接する方法であり、他に代替性がないためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

転用計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5
部会長

次に、日程第 5、議案第 47 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

鶴飼技能技師

事務局鶴飼から、議案第 47 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてをご説明致します。

平成 27 年度下期の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B 分類」と思われる農地について、農地部会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。

荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。

それでは、内容についてご説明致します。資料の 29 ページの荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。

今回判断していただく土地は、平成 27 年 8 月 7 日から 10 月 30 日までの間に、11 回調査した農地のうち、非農地と思われる土地 13 筆、約 2.3ha でございます。別冊の現地写真及び位置図（八戸市管内図）とともにご覧ください。

荒廃農地 1 番～
荒廃農地 2 番

番号 1 番及び 2 番までは、8 月 7 日に籠田委員・寺沢委員・三浦慶一委員により現地を調査した土地で、番号 1 番、2 番は位置図では「A」付近であり、現地写真は 1 ページの 1 番、2 番です。

荒廃農地 3 番～
荒廃農地 5 番

次に、番号 3 番から 5 番は、8 月 21 日に小笠原委員・大久保委員・赤坂委員により現地を調査した土地で、番号 3 番は位置図では「B」付近、番号 4 番、5 番は位置図では「C」付近で、現地写真は 1 ページの 3 番と 2 ページの 4 番、5 番でございます。

荒廃農地 6 番～
荒廃農地 8 番

番号 6 番から 8 番は、9 月 2 日に鳥喰委員・林委員・馬場委員により現地を調査した土地で、位置図では「D」付近であり、現地写真は 2 ページ 6 番から 3 ページ 8 番までです。

荒廃農地 9 番～
荒廃農地 11 番

次に、番号 9 番から 11 番は、9 月 11 日に高橋委員・松橋委員・釜石委員により現地を調査した土地で、位置図では「E」付近であり、現地写真は 3 ページの 9 番から 4 ページの 11 番までとなります。

荒廃農地 12 番

番号 12 番は、9 月 18 日に清川委員・上野委員・下館委員により現地を調査した土地で、位置図では「F」付近であり、現地写真は 4 ページの 12 番です。

荒廃農地 13 番

番号 13 番は、10 月 9 日に三浦豊委員・中村委員・赤坂委員により調査した土地で、位置図では「G」付近で、現地写真は 5 ページの 13 番となります。

以上、ご説明致しました土地は、何れも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。

つきましては、この 13 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。

なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。

また、農業委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきまして誠にありがとうございます。荒廃農地のパトロールにつきましては、これからもよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第6

部会長

次に、日程第6、議案第48号、農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の要件適合性の確認についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第48号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の要件適合性の確認について」をご説明致します。

まずはじめに、資料の冊子とは別にお配りしております、議案第48号（農業生産法人の要件適合性）参考資料と書かれております、別紙資料をご覧ください。

農業生産法人は、農地法第6条の規定により、毎年、農地等の権利を有する市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農業生産法人の要件について、審査を行うこととなっております。

農業生産法人の要件につきましては、1. 組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社や、農事組合法人などであること。2. 事業要件として、直近する3か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること。3. 構成員要件として、農地等を提供している者又はその法人の行う農業に常時従事している者であること。4. 業務執行役員要件として、業務執行役員の過半の者が、法人の農業常時従事者であり、かつ、その過半の者が法人の行う農作業に60日以上従事するものであること。となっており、農業生産法人は、これらの要件をすべて満たしている必要があります。

それでは、資料の31ページをご覧ください。

今回報告書の提出した農業生産法人は、資料に記載のとおり10社あり、審査の結果いずれの法人もすべての要件を満たしておりますので、農業生産法人の要件に適合する旨、ご承認のほどよろしくお願い致します。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第7
部会長

次に日程第7、報告第56号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、ご報告致します。
この案件は、相続等届出の11月分でございます。資料の33ページをお開き願います。
権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
今回の届出は、資料33ページ番号120番から資料37ページ番号132番までの計13件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。
なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料33ページ番号120番が希望あり、そのほかは希望なしとなっております。
何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8
部会長

次に、日程第8、報告第57号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回についてを議題と致します。
事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の11月分でございます。
資料の39ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出撤回
9番～10番

番号9番、10番 撤回理由はいずれも売買契約解除によるものでございます。
書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。
以上、報告を終わります。

部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第9、第10 部会長	次に日程第9、報告第58号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第59号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告致します。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の11月分でございます。
	まず4条からご報告申し上げます。資料の41ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりでございます。
4条届出64番	番号64番、転用目的は宅地拡張でございます。
4条届出65番	番号65番、転用目的は集合住宅1棟建築でございます。
	続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。43ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条届出168番	番号168番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出169番	番号169番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
5条届出170番	番号170番、転用目的は通路でございます。
	44ページをお開き願います。
5条届出171番	番号171番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出172番	番号172番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条届出173番	番号173番、転用目的は住宅3棟建築でございます。
	45ページをご覧ください。
5条届出174番～176番	番号174番、175番、176番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	46ページをお開き願います。
5条届出177番～179番	番号177番、178番、179番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	47ページをご覧ください。
5条届出180番～182番	番号180番、181番、182番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	48ページをお開き願います。
5条届出183番、184番	番号183番、184番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出185番	番号185番、転用目的は物置1棟、車庫1棟建築でございます。
	49ページをご覧ください。
5条届出186番	番号186番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
5条届出187番	番号187番、転用目的は物置1棟建築でございます。
5条届出188番	番号188番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出189番～191番 50 ページをお開き願います。
番号 189 番、190 番、191 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

部会長 只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑なしと認めます。

日程第 11 部会長 次に、日程第 11、報告第 60 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
部会長 を議題と致します。
事務局から報告願います。

菊谷技査 事務局の菊谷から、ご報告致します。
資料の 51 ページをご覧ください。
届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

合意解約 21 番～ 合意解約 27 番 今回の申請につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、
補償等はなしとなっております。
通知年月日は、平成 27 年 12 月 15 日を予定しております。
以上、報告を終わります。

部会長 只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑なしと認めます。

部会長 以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉
会致します。

(閉会 14 時 20 分)